

議会
だより

第4回定例議会 条例改正等を審議

会期 12月11日から
12月18日まで

平成21年第4回定例議会は、12月11日に召集され、18日までの8日間の会期で行われました。一般質問、専決処分3件、条例制定1件、条例改正4件、補正予算3件、その他の案件1件、請願1件、陳情2件、意見書2件が提出され、審議の結果15件が可決されました。

▼一般質問は五氏より

初日に行われた一般質問は、次のとおりです。

●村営住宅修繕解体基金創設について

●CATV・HPの充実施策について

●合併浄化槽保守点検料の無料化について

●平成二十二年度 当初予算編成の基本方針について

●消防協力企業の認定と優遇処置について

●予算関係について

●老人福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について

●新型インフルエンザワクチン接種について

●国保料(税)について

●(詳しくは、下條村ホームページをご覧ください)

▼専決処分の承認について

●一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

●昨今の経済情勢の悪化に伴い民間企業の給与が大きく減少することから、国では人事院勧告により給料平均〇・二%減、期末勤勉手当を年で〇・三ヶ月減額して四・二五ヶ月を支給する内容となったが、本村でも同様の減額措置をとった。また、住居手当(新築後五年間、月額二千五百円の支給)を廃止する専決処分についても承認されました。

●議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

●国の人件院勧告と同様に本村の一般職の給与及び期末勤勉手当が引き下げられたことにより、本村の議員の理解を得て期末手当を年で〇・二ヶ月減額して三・一ヶ月を支給する内容の専決処分について承認されました。

●特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

●議会議員と同様の理由で、村長、副村長の期末手当を年で〇・二ヶ月減額して三・一ヶ月を支給する内容の専決処分について承認されました。

▼条例の制定

●中平ふれあいセンター設置条例の制定について

●平成二十一年度事業で集会施設「中平ふれあいセンター」が完成したので、その設置について必要な事項を定める条例の制定で可決されました。

▼条例の改正

●職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

●時間外勤務を命じて時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、勤務時間の全部または一部を代休として時間で指定できることになった改正案が可決されました。

●一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

●国民健康保険特別会計(第二号)二百七十九万九千円増額

▼補正予算

●一般会計(第四号)四千五十万一千円増額

●歳入の増額の主なものは視覚障害者、デイサービス交付金、元気づくり支援金、防災情報通信設備事業交付金で、減額の主なものは子育て応援特別手当の事業中止による国庫委託金で、歳出の増額の主なものはデイサービスセンター建設補助金(国の交付金を受けて支出)、新型インフルエンザ予防対策費、太陽光発電システムの増工費、亀割隆画伯の絵画購入費で、減額の主なものは子育て応援特別手当の事業費で、総額二十四億六千七百七十七万六千円となりました。

●国民健康保険特別会計(第二号)二百七十九万九千円増額

●歳入の増額の主なものは療養給付費交付金で、減額の主なものは県補助金、歳出の増額の主なものは出産育児金、基金積立金で、総額三億七千九百三十四万五千円となりました。

●介護保険特別会計(第三号)五百五十一万一千円増額

●歳入の増額の主なものは国県の介護給付費負担金、財政調整交付金、一般会計への繰入金で、歳出の増額の主なものは居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費で、減額の主なものは施設介護サービス給付費で、総額三億四千七百六十九万七千円となりました。

▼その他の案件

●南信州広域連合が処理する事務及び南信州広域連合規約の変更について

●南信州広域連合が処理する事務の名称を「広域連合の区域における広域行政の推進に関する事務」に変更するもので、規約の一部改正も議決されました。

▼請願

●日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を求める請願について

●不採択

▼陳情

●核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情書について

●後期高齢者医療制度の廃止と市町村国保の改善を求める陳情について

●不採択

▼意見書

●二件の意見書が提出され、採択されました。

●核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

●電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書